

丹波市薪ストーブ・薪ボイラー設置補助金 利用の手引き（令和7年度版）

この補助金は、森林の未利用地材など地域資源である木材をエネルギーとして活用することによって、化石燃料から木質バイオマス燃料への転換を図り、二酸化炭素の排出削減、里山の整備の促進等を目的に薪ストーブ・薪ボイラーを設置される方へ、設置費用の一部を補助するものです。

なお、この補助金は、「丹波市薪ストーブ・薪ボイラー設置補助金交付要綱」に基づき行われますので、申請される方は、必ず要綱を確認いただき、その内容をご理解いただいた上で手続きを行ってください。



令和7年度 制度概要

申請受付 (p4)

受付期間 令和7年4月1日(火)～令和8年2月2日(月)
受付場所 生活環境部環境課(本庁舎1階)
受付時間 午前8時30分～午後5時15分
 ◎申請書を直接窓口に提出してください。(郵送不可)
 ◎先着順に受付します。
 ◎土曜・日曜・祝日・年末年始(令和7年12月29日～令和8年1月3日)は受付できません。

対象者 (p3)

市内に住所を有する個人・事業者・公共的団体等

条件等
の一部 (p4)

- ・設置する薪ストーブ等は、未使用品であること。
 - ・薪ストーブ等の主たる材質が、鋳鉄、鋼板又はこれらに類するものであり、耐久性を有していること。
 - ・二次燃焼等の排煙を減少させる機能を有するストーブであること。
 - ・二重断熱構造の煙突を使用すること。
(薪ボイラーにあつては二重断熱構造又は一重構造であること)
 - ・燃料には、丹波市産の薪を使用すること。
 - ・薪ストーブ等本体・煙突の購入費用が30万円以上であること。
 - ・自身で購入、設置される場合は補助対象になりません。
- 補助金交付決定後に支払い、設置工事に着手すること。(設置工事後の申請は不可)
 ○補助は同一の建物につき1回限り、かつ、1申請者につき1回限り。
 ○実績報告書を令和8年3月31日(火)までに提出すること。【厳守】

補助金額 (p4)

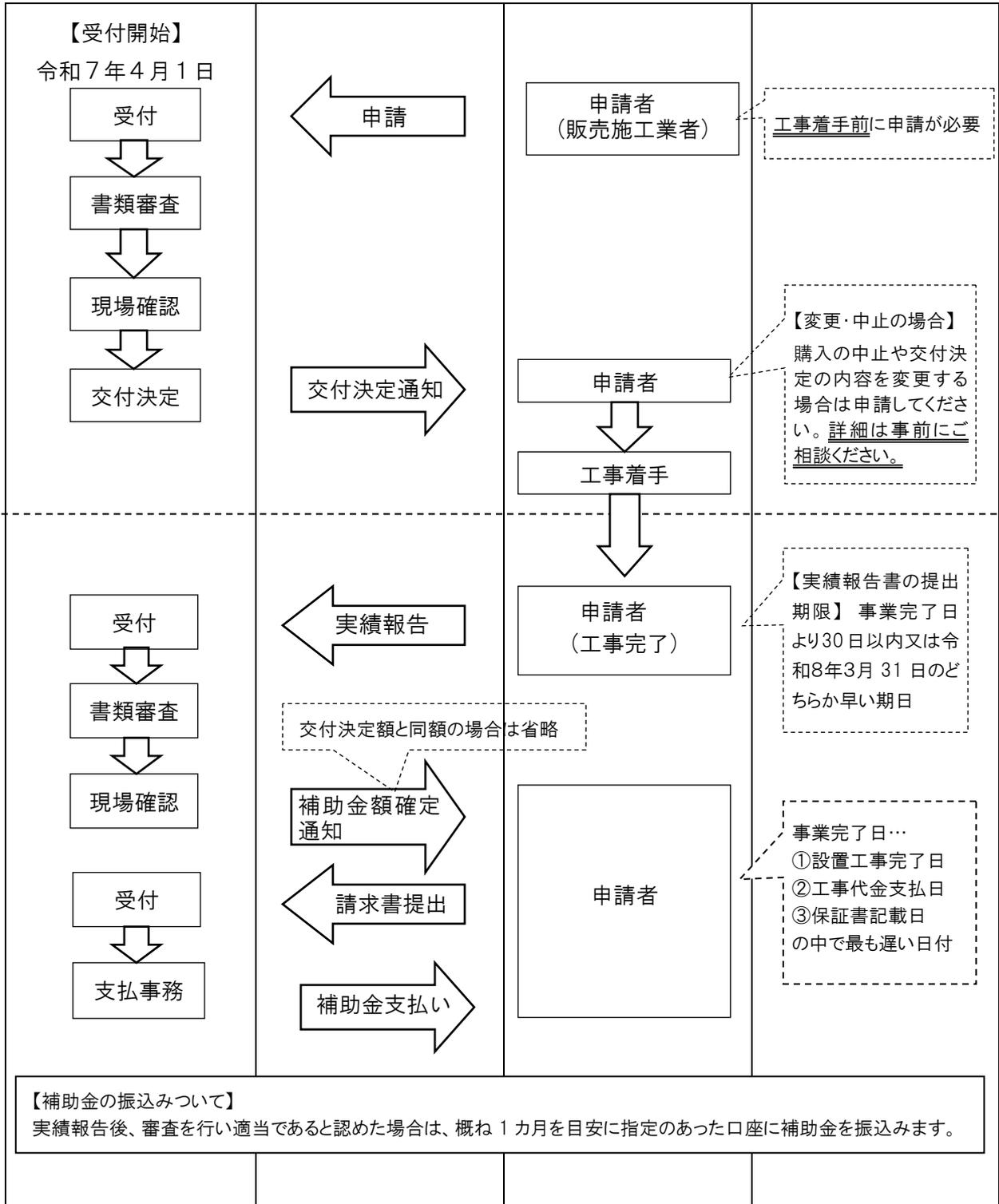
購入費用の3分の1以内(1台あたり上限20万円)
 予算総額 400万円(予算範囲を超えた場合は、受付終了)



【申請先・お問合せ先】

丹波市役所 生活環境部 環境課
 〒669-3692
 丹波市氷上町成松字甲賀1番地(本庁舎1階)
 (電話) 0795-82-1290
 (FAX) 0795-82-1821

1. 補助事業の流れ（フロー）



2. 補助対象者

補助の対象となる方は、個人、事業者、公共的団体で、次に掲げる要件を全て満たす場合です。※①補助金の交付は、同一の建物につき1回限り、かつ、1申請者につき1回限りです。

区分	要件			
	実施主体	対象設備		市税等の納付
		薪ストーブ	薪ボイラー	
個人	市内に住所を有する者又は設置完了時に住所を有する予定の者	自ら居住する又は居住しようとする市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む）	自ら居住する又は居住しようとする市内の住宅若しくは施設等	滞納が無いこと
事業者	市内に事務所等を有する法人又は個人事業者	事業の用に供する市内の建物等	同左	同上
公共的団体	市内に事務所等を有する自治組織等（地域自治組織、特定非営利活動法人、医療法人、社会福祉法人、その他市長が認める団体）	自らが管理する市内の公共的施設等	同左	同上

◎注意点

①実施主体	個人	・市外の方でも、設置完了時に丹波市へ転入する場合は補助対象となります。（※実績報告時に住民票で確認します）
	事業者	・個人名での申請はできません。
	公共的団体	・市内に事務所等を有する自治組織等（地域自治組織、特定非営利活動法人、医療法人、社会福祉法人、その他市長が認める団体）
②設置する施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら所有又は使用する市内の住宅、事業所、各施設等への設置が対象となります。※薪ストーブについては住宅・事業用部分のみ対象。倉庫等は対象外。 ・建物等の名義人が申請者と異なる場合は、承諾書が必要です。 	
③市税等の納付	個人の場合：市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税 法人の場合：法人市県民税、市県民税（特別徴収）、固定資産税及び軽自動車税	
④支払い方法	・原則銀行振込のみとなります。	
⑤その他	☆薪ストーブ等を自身で購入し、設置される場合は補助対象になりません。	

3. 対象設備及び補助金額

補助金の対象となる設備及び補助金の額は、以下の通りです。

区分	要件	補助金額
薪ストーブ・薪ボイラー	①対象設備は未使用品であること ②本体の主たる材質が、鋳鉄、鋼板またはこれらに類するものであり、耐久性を有していること ③ストーブは二次燃焼等の性能を有するものであること ④煙突は建物の構造を貫通する部分及び屋外部分が二重断熱構造であること（薪ボイラーにあつては二重断熱構造又は一重構造） ⑤関係法令等で定める設置基準を遵守していること ⑥燃料には、丹波市産のよく乾燥した薪を使用すること ⑦設置後は適正な維持管理を行うこと ⑧利用にあたっては、火災予防上の安全を確保すること ⑨煙の発生について、近隣の迷惑にならないように留意すること	【個人・事業者・公共的団体】
		対象事業費の 1/3 以内 （上限 20 万円） ☆1 回の設置工事等における薪ストーブ・薪ボイラーの本体・煙突の購入費用（補助対象経費）の合計が <u>30 万円以上</u> のものに限ります。

4. 交付申請の受付 ☆設置工事着手前に申請してください

次のとおり、交付申請を受付します。

受付期間	令和7年4月1日（火）～令和8年2月2日（月） ※予算の範囲内で、先着順で受け付けます。（予算規模 400 万円） ※予算範囲を超えた場合は、受付を終了します。 ※土曜・日曜・祝日・年末年始（令和7年12月29日～令和8年1月3日）は受付できません。
受付場所	生活環境部環境課（丹波市役所本庁舎内） ※郵送による書類提出は不可。必ず直接、環境課までご持参ください。
受付時間	午前8時30分～午後5時15分

提出書類	備考
①補助金交付申請書	・様式第1号
②設置予定場所の現況写真、位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・対象設備の設置工事が未着工であることが確認できる写真（建物全景と設置予定場所） ・新築等で建物が建っていない場合、建築予定地の現況写真 ・建物が工事中の場合は、工事中の現況写真 ・位置図：建物の位置が確認できるもの（グーグルマップ等）
③購入設置工事に係る見積書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・一契約当たりの見積金額が100万円を超えるものは原則として複数者からの見積 ・対象設備、工事費の明細が確認できるもの ・見積書の本文で対象設備の購入内容が確認できない場合は、付属書類（内訳書等）を添付
④設計図（立面図、平面図）	<ul style="list-style-type: none"> ・立面図：図面上で本体及び各煙突部材の名称が確認できるもの 本体から天井までの距離が確認できるもの ・平面図：本体から前後左右の可燃物（建物の壁も含む）の距離が確認できるもの
⑤設置機種の離隔距離がわかるもの	・仕様書、設置資料等
⑥対象設備の価格・仕様が分かる書類	・製品カタログ（薪ストーブ等・煙突）、価格表、仕様書等
⑦丹波市税等の滞納が無いことを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・丹波市税等の滞納が無い証明書 ※丹波市役所税務課・各支所で証明を受けることが可能 ※申請を販売施工業者に委任する場合は、代理人選任届が必要 ※発行日から1か月以内のもの
⑧財源を確認できる書類 [自己負担額が50万円を超える場合]	・金融機関発行の残高証明書、通帳の写し、ローン契約書等
⑨住民票 [個人の場合] [住宅に設置]	<ul style="list-style-type: none"> ・対象設備設置予定場所が住宅の場合、その場所に住民登録があること※転入、転居予定の場合も、現住所の住民票を提出 ・発行日から1か月以内のもの
⑩住民票等[個人の場合] [施設に設置]	<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設設置予定場所が施設の場合、施設及び住民登録が市内にあること ・申請者と設置箇所住所の関係が確認できる書類（登記事項証明書等） ・発行日から1か月以内のもの
⑪市内に事務所等を有することが分かる書類 [事業者の場合]	<ul style="list-style-type: none"> ・法人：登記事項証明書（発行日から1か月以内のもの） ・個人事業者：個人事業者であることが確認できる書類（昨年度の所得税等の確定申告書の写し、開業届の写し等） ・事務所等設置する建物が市内にあることを確認できる書類（土地建物の登記事項証明書（発行日から1ヶ月以内のもの））
⑫公共的な活動を行っていることが分かる書類 [公共的団体の場合]	<ul style="list-style-type: none"> ・団体に関する定款又は規約・会則などの写し ・公共的な活動実態が把握できる事業計画書及び事業報告書等
⑬その他	<ul style="list-style-type: none"> ・薪ストーブ等の設置にかかる誓約書（別紙1） ・設置する建物等が自己所有でない場合： 所有者の設置承諾書（別紙2） 設置する建物等の登記事項証明書（発行日から1か月以内のもの） ・委任状（販売施工業者に手続きを委任する場合）（別紙3） ・転入・転居誓約書（転入・転居の場合）（別紙4）

5. 交付決定通知

書類審査と現地調査により、補助金の交付を決定した場合は、補助金交付決定通知書により申請者に通知します。(補助金を交付できない方にも不交付決定通知書を通知します。)

※交付申請書に不備がなければ、申請書受付日から14日以内に交付の可否を通知します。

※補助金交付決定通知書の通知日より前に支払い、設置工事に着工された場合、補助対象外となります。

6. 設置計画の変更・中止の申請

補助金の交付決定を受けた方(以下「補助事業者」という。)で、交付決定の内容を変更・中止する場合は、必ず事前にその旨をご相談の上、申請してください。

提出書類	備考
①設置補助金変更(中止)承認申請書	様式第4号
②変更する内容を示す書類	見積書、図面 他

※郵送等による書類提出は不可。必ず直接、環境課までご提出ください。

【**変更等の申請が必要な場合**】 ◎本体・煙突の種類の変更 ◎補助事業の中止

※設置機種等の内容が変更になっても、補助金額の増額は認められません。

※変更内容が補助要件に合致しなくなった場合は、交付決定の取り消しとなります。

7. 事業の完了報告・補助金の請求

補助事業者は、薪ストーブ等の設置工事を完了した場合、次の書類を提出してください。

提出期限	<u>事業完了日から起算して30日以内(事業完了日を1日目とする)</u> <u>又は令和8年3月31日(火)のいずれか早い期日まで。【厳守】</u>
	※事業完了日とは、①設置工事完了日②工事代金支払日③保証書記載日のなかで最も遅い日。
提出場所	生活環境部環境課(丹波市役所本庁舎内) ※郵送による書類提出は不可。必ず直接、環境課までご提出ください。
受付時間	午前8時30分～午後5時15分 ※土曜・日曜・祝日・年末年始(令和7年12月29日～令和8年1月3日)は受付できません。

提出書類	備考
①実績報告書	様式第6号
②対象設備の設置費に係る振込依頼書等支払い証拠書類の写し	・対象設備の購入内容が確認できる附属書類(内訳書等)も添付 ※見積書は不可 ・ローン利用の場合、申請者が契約者であることが確認できるローン契約書(申込書不可)も添付 ・クレジットカードの場合、利用明細書も添付
③設置した設備の保証書の写し	・機器本体に付属しているメーカーが正規と認めた保証書の写し i)「購入者名」、「購入者住所」、「購入日」、「販売店名」等が記入されていること ii)申請時の機種名と保証書の機種名が一致していること

④契約書又は受注書等の写し [補助対象経費の内、1契約当たり100万円を超える場合]	・受注者との契約書又は受注書等の写し
⑤対象設備の設置状況が確認できる写真 ※現場状況が確認できる写真をご提出ください	・薪ストーブを設置した建物等の全景 ・薪ストーブ本体の写真 ・煙突の写真
⑥交付決定通知書の写し	・交付申請後に発行された交付決定通知書の写しを添付してください。
⑦うちエコ診断の受診が確認できる書類	・(公財)ひょうご環境創造協会が実施するうちエコ診断を受診したことが分かる書類 ※受診日が令和7年4月1日以降 ※環境省が提供する「うちエコ診断WEBサービス」は対象外です。 (公財)ひょうご環境創造協会が実施する「うちエコ診断」を受診してください。 ※うちエコ診断の詳細は、(公財)ひょうご環境創造協会のホームページ「うちエコ診断を受診してみませんか?」をご覧ください。
⑧その他	・[個人の方] 転入・転居した、必ず住民票(発行日から1か月以内のもの)を添付してください。

8. 補助金の交付

- ・実績報告書提出後、審査を行い、適当であると認めるときは、概ね1か月を目安に補助事業者の指定する本人の口座に振り込みます。(通帳記入などにより入金の確認を行ってください。)

9. 対象設備の管理

- ・補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(以下、「法定耐用年数」という。)の期間において、対象設備を善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。
[法定耐用年数] 6年

10. 補助金交付の取り消し等

- ・当該補助事業以外への補助金の使用や、交付の決定の内容・条件に違反する等、丹波市補助金等交付規則(平成16年丹波市規則第42号)第15条の各号いずれかに該当する場合、補助金交付決定の全部又は一部が取り消しとなります。
- ・既に交付している補助金がある場合は、補助金を返還いただくこととなりますので、ご注意ください。

11. データ提供協力

- ・当補助事業の条件として、アンケート等の協力をお願いすることがあります。

12. 他の補助制度との併用

- ・他の補助金の交付を受けているかどうかは問いません。
- ・対象設備の設置費用の全てが他の補助金によって賄われている場合は、当補助事業の対象とはなりません。

※市や国、他の補助金交付を併用している場合は、補助内容が確認できる資料(交付決定通知書等)の提出が必要です。

13. その他

- ・補助金の交付にあたっては、書類審査を行います。あらかじめご了承ください。
- ・申請書類提出後に内容の不備が判明した場合は、追加もしくは修正を依頼します。依頼日を含む7日以内に訂正書類の提出が確認できない場合は、受付を取り消します。
- ・強引な勧誘や、一方的な工事を行って高額な工事代金を請求するなどの悪徳な業者にご注意ください。
- ・本補助事業の工事、申請手続き等によって発生したトラブル等については、一切責任を負いません。